

令和 7 年度 国民健康保険中央会事業報告

【 】事業概況

1. 国保総合システムの最適化等への対応

(1) 国保総合システムの最適化

- 国保総合システムの最適化については、以下のとおり、機能・非機能要件の両面において進めた。

機能要件

- ・ 機能要件の見直しについては、国民健康保険団体連合会（以下「連合会」という。）との協議の結果、令和 10 年度までにインタフェース 24 件、帳票 52 件を削除することとしている。令和 7 年度においては、この機能整理に向け、連合会からの問合せ対応等を行った。

非機能要件

- ・ 非機能要件の見直しについては、連合会とも調整しつつ、大きく以下のフェーズ単位で検討・対応を進めており、令和 7 年度末を以て以下の対応が完了した。

フェーズ 1：VDI 削減（～令和 6 年度末）

フェーズ 2：リソース削減、サーバ統合、テスト面削減

（～令和 7 年度末）

フェーズ 3：DVH 効率化、DB サーバ最適化、マネージドサービスの活用

（～令和 8 年度末）

(2) 開発費用及び運用費用の財源確保

- 令和 7 年 6 月 26 日開催の定期総会において、国保総合システムの開発等にかかる国庫補助要求の決議を行い、国保総合システムの最適化及び審査領域の共同開発・共同利用に関するシステム開発費用として、令和 8 年度に必要となる約 20.4 億円が令和 7 年度補正予算において措置された。

2. 審査支払業務改革の推進

(1) 審査・支払領域の共同開発への対応

- 審査支払領域の共同開発・共同利用については、「審査支払機能に関する改革工程表」（以下「改革工程表」という。）に基づく「効率性の実現」に向けた取組として、厚生労働省・デジタル庁・社会保険診療報酬支払基金（以下「支

払基金」という。)と協議を行い、令和 7 年 9 月の審査支払システム共同開発推進会議において、「審査支払システムの共同開発の基本方針」(以下「基本方針」という。)をとりまとめた。

- 基本方針では、保険料を通じた国民負担の軽減の観点から、審査支払システムの運用費用のコスト削減を図りつつ、両機関（支払基金並びに国民健康保険中央会（以下「中央会」という。）及び連合会）の審査支払業務が統合的かつ効率的に機能するために、両機関の審査支払システムのうち、審査領域においては、両機関が協力して共通のクラウドサービスを設計・活用し、当面は「レセプト電算処理システムの共同開発部分」(以下「レセプト電算処理共通機能」という。)から、共同開発・共同利用を開始することとしている。
- このほか、基本方針では、将来的に、レセプト電算処理共通機能以外の機能を共同開発・共同利用することを目指し、下記の方針に従い、システムのモダン化を実施することとしている。

（システムモダン化の方針）

- ・クラウドのマネージドサービスをできる限り利用したモダン化
 - ・レセプトデータを保持するデータベースについて、現行の RDB から、KVS を主体にした構成への変更
 - ・画面システムについて、現行のクライアント・サーバー方式から、フロントエンド・バックエンドを分離した Web システム方式への変更
- 国保では、上記方針を踏まえ、国保側の対応について連合会と協議を行い、「連合会個別環境・業務を統一した上で、国保総合システム審査領域を独自にモダン化する案」を基本方針（以下「国保基本方針」という。）としてとりまとめた。国保基本方針では、以下の事項を実現することとしている。

（機能開発方針）

業務の標準化・効率化を目指した機能整理・見直し
審査業務等における AI の活用

（非機能開発方針）

審査領域の稼働環境の統一化
マネージドサービスの活用
KVS の活用
レセ電構成の統一化
画面審査 Web 化（脱 VDI 化）

- また、国保基本方針に基づくモダンアーキテクチャ及びマルチクラウド構成の実現可能性を検証するため、画面審査のプロトタイプ開発、AWS・

OCI 間連携検証、 認証認可基盤検証の 3 つの観点で画面審査及びシステム連携・基盤について PoC（実現性検証）を実施した。

- 次期審査システム・国保総合システムの調達に向け、イニシャルコストの更なる精緻化を図るべく、RFI（情報提供依頼・意見招請）を実施した。
- 画面審査機能開発の「業務の標準化・効率化を目指した機能整理・見直し」という考え方を踏まえ「画面審査機能に関する機能整理の方針」について、令和 7 年 12 月 22 日開催の全国国保連合会総合調整会議において、審査担当課（部）長会議、審査支払業務検討委員会における協議状況を報告し承認された。
- また、審査委員の審査にも関連する「レセプト表示の見直し」については、各連合会の事務局から審査委員に内容を説明していただき、12 月 4 日開催の全国国民健康保険診療報酬審査委員会会長連絡協議会において、各審査委員会のご理解をいただいた。
- 基本方針を踏まえ、支払基金の AI を活用したレセプト振分の検証を行うため、受付件数(規模別)、審査状況を踏まえて、3 連合会の協力を得て、8 年度以降具体的な検証作業を実施することとした。
- また、審査業務への更なる AI の活用について、国保として 5 項目の AI 活用を行っていくこととし、一部の項目に関しては予備調査及び PoC を実施した。8 年度には、5 項目に対する PoC を実施するとともに、厚生労働省支援の下、支払基金とも協議を行い、導入判断に向けた最終報告を行う予定としている。

（２）審査基準及びコンピュータチェックの統一

- 改革工程表における審査結果の不合理的な差異の解消に向けた審査基準の統一の取組では、約 18,000 項目の国保内における審査基準統一について一通りの検討を終えたが、支払基金から提供される項目等含め、引き続き統一等に向けた協議を進めた。
- 支払基金との間における不一致事例について協議するため厚生労働省の「審査支払機関における審査の判断基準の統一化を推進するための連絡会議」（以下「連絡会議」という。）及び同作業部会が開催され、連絡会議及び同作業部会構成員とともに協議に参画し、令和 7 年度は 5 事例について合意が図られ、厚生労働省より令和 7 年 8 月 8 日付で事務連絡が発出された。（作業部会：令和 7 年 7 月 29 日開催、連絡会議：令和 7 年 8 月 22 日開催）

- また、令和 8 年 3 月 26 日に開催された連絡会議運営部会において、1,866 項目（医科 1,431 項目、歯科 435 項目）について全国統一基準となったことを確認した。（令和 6 年度まで：1,449 項目（医科 1,011 項目、歯科 438 項目））
- 連絡会議から依頼を受け、令和 8 年度より新たに医薬品の適応外使用に関する事例について、審査情報提供検討委員会作業委員会において検討していくこととなった。
- 審査基準の統一については、令和 5 年 11 月に厚生労働省保険局、支払基金、中央会の三者で合意した「3 か月以内に両組織で統一することを目標とすること」への対応として、これまでの検討スキームを見直し、書面による会議の開催を実施することで、基準統一の合意の迅速化を図った。
- さらに、審査結果の不合理的な差異の解消を目的として、多くのコンピュータチェック付箋が付く事例について、可視化レポートを実施した。検証前レポートにより、審査結果の差異が認められる事例については、検証後レポートを実施して差異の解消を図った。
- 改革工程表に基づき、国保と支払基金コンピュータチェックとの整合性を図るため支払基金との会合を月 1 回程度開催し、国保及び支払基金双方におけるコンピュータチェックの精度向上と効率化を図った。

（ 3 ） 審査の効率的な業務のための体制の整備と人材の育成

- 改革工程表に係る審査業務推進体制の強化として中央会審査部に、「審査支払機能改革工程推進連携室」を連合会の協力のもと設置し、共同開発にかかる画面審査システムの業務要件の整理、AI 活用等の検討を進めた。
- また、「審査支払機能改革工程推進連携室」との連携、業務支援のため 1 都 3 県に「コアメンバー及びサポートメンバー」の設置を行い、コンピュータチェックの整備、診療報酬改定対応作業にご協力いただいた。
- 全連合会において審査支払業務検討委員会ワーキンググループ（以下「審査業務検討委員会 WG」という。）の育成・確保等を行うため、全連合会が審査業務検討委員会 WG メンバーの候補となる職員を登録するシステムを構築し、令和 8 年度秋より準備のうえ実施運用を開始することについて令和 7 年 6 月 26 日の総合調整会議にて承認を得た。
- 審査業務検討委員会 WG の業務について、全連合会の職員の理解促進を図るため、審査業務検討委員会 WG メンバーを登録するシステムの構築にあた

り、審査業務検討委員会 WG の必要性、業務内容等について説明した動画等を作成し、配布した。

(4) 審査の充実・強化のための対応

- 令和 7 年度の特別審査については、高額な医薬品の承認等により、総受付件数は昨年度比 113.2%と増加となったが、その内容は合併症を多く伴う複雑な入院レセプトが大多数を占めることから、審査委員の協力も得ながら、効率的かつ効果的な事務共助を図り、審査の水準維持に努めた。
- 連合会及び中央会の審査担当初任者を対象として、審査担当育成研修チームが講師等を務める「審査担当初任者研修（スタートアップ研修）」を令和 7 年 4 月に実施し、新規採用者については、連合会での業務に慣れてくる半年後の 10 月に、グループワークを中心とした自己研鑽の場として参集による「振り返り研修」を行った。
- 審査事務共助職員として審査事務の中心となる職員の養成を目的とする「審査担当職員研修（エキスパート研修）」については、消化器疾患及び脳血管疾患に関する講演等を行うなど、より質の高い研修を実施し、さらに一部の講演については ICT を活用した動画配信による研修を実施した。
- 「審査事務共助知識力確認試験」については、試験が研修の充実・強化の一環であるという基本的な考え方に立って、エキスパート研修等との一体感を持たせつつ、より審査事務共助等の業務に役立てるための内容について、審査事務共助知識力確認試験委員と協議を行い実施した。
- 柔道整復療養費については、令和 6 年度末に厚生労働省社会保障審議会医療保険部会柔道整復療養費検討専門委員会においてとりまとめられた中間とりまとめに沿った協議が行われた。中央会としては専門委員会での協議状況を踏まえ、連合会への情報連携に努めた。

3 . 標準システムの更改作業と安定運用

(1) 国保総合システムの安定運用

- 制度改正等への対応として主に以下の改修を実施するとともに、問合せへの対応等連合会への運用支援を行った。
 - ・入院時食事療養費の改定への対応
- 厚生労働省からの要請を踏まえ、全国決済の他県交換日を後ろ倒しする等、連合会における業務の平準化への対応として、紙レセプト請求に係る OCR 業務等の標準化や他県交換の仕組の見直し等について検討を実施し、対応方針

をとりまとめた。

- 高額療養費制度について、令和 8 年 8 月より負担限度額が見直され、令和 9 年 8 月より所得区分の細分化及びそれに伴う負担限度額の見直しが検討されており、これらへのシステム対応を開始した。

(2) 後期高齢者医療請求支払システムの更改作業と安定運用

- 令和 8 年度の機器更改に向けて、以下のシステム更改方針及び更改・改修要件等を取りまとめた次期後期高齢者医療請求支払システム情報化構想書に基づき、設計・開発・試験等の一連の工程について計画通りに作業を進め、令和 7 年度末までに全ての連合会の移行・切替を完了し、本稼働を開始した。

【システム更改方針】

インフラ環境の拠点化・クラウドサービス化

システム更改に向けた業務アプリケーションの改修

【更改・改修要件】

システム基盤としてクラウド環境の設計・構築

インフラ環境変更（クラウド化）に伴うポーティング対応

- 制度改正等への対応として主に以下の改修を実施するとともに、問合せへの対応等連合会への運用支援を行った。
 - ・入院時食事療養費の改定への対応
 - ・都道府県を跨いだ地単公費の現物給付化への対応
- 厚生労働省からの要請を踏まえ、全国決済の他県交換日を後ろ倒しする等、連合会における業務の平準化への対応として、紙レセプト請求に係る OCR 業務等の標準化や他県交換の仕組の見直し等について検討を実施し、対応方針を取りまとめた。
- 高額療養費制度について、令和 8 年 8 月より負担限度額の見直し、令和 9 年 8 月より所得区分の細分化及びそれに伴う負担限度額の見直しが検討されており、これらへのシステム対応を開始した。

(3) 国保保険者標準事務処理システムの安定運用

- 国保事業費納付金等算定標準システム検討会及び国保情報集約システム・市町村事務処理標準システム検討会において、厚生労働省と連携して制度改正対応や必要な機能改善等の協議を行った。

国保事業費納付金等算定標準システム

- 国保事業費納付金等の算定において子ども・子育て支援金制度に対応するための機能を開発し、リリースした。

また、リリース機能を用いた都道府県及び連合会における納付金算定のサポートを実施した。

- 都道府県及び連合会におけるミドルウェア更改への対応として、次期ミドルウェアの選定、アプリケーションへの無影響確認・改修を実施し、改修資材をリリースした。

国保情報集約システム

- 令和 7 年度はクラウド環境での運用 2 年目にあたるため、昨年度の運用実績を踏まえて、利用料定額制部分（リザーブド）と、従量制部分（オンデマンド）の構成を見直すことにより、クラウドサービス利用コストの節減を図った。
- 子ども・子育て支援金制度等の制度改正に係る機能改修、連合会からの問合せ対応等、連合会における安定運用のため、運用支援を実施した。

市町村事務処理標準システム

- 既に導入されている 614 市町村に加え、新たに導入された 77 市町村に対し、適切な導入支援（説明会・研修会等の開催）を行い、令和 7 年度末で稼働団体は 691 市町村となった。
- 以下の改修を実施するとともに、導入市町村へ問い合わせ対応等の運用支援を行った。
 - ・ 令和 7 年度データ標準レイアウト改版対応
 - ・ 標準仕様書に準拠するための機能改修
 - ・ 子ども・子育て支援金制度の対応
 - ・ 制度改正に伴う機能改修 他
- 高額療養費制度について、令和 8 年 8 月より負担限度額が見直され、令和 9 年 8 月より所得区分の細分化及びそれに伴う負担限度額の見直しが検討されており、これらへのシステム対応を開始した。
- 国民健康保険システムの標準化について、国民健康保険システム標準仕様書【第 1.5 版】を令和 7 年 8 月末に公開した後、国民健康保険システム標準化検討会及び同検討会ワーキングチームを開催し、高額介護合算療養費の支給手続き簡素化対応等について取り込みを行い、令和 8 年 1 月末に同標準仕様書【第 1.6 版】を公開した。

（４）オンライン請求システム等の安定運用

- 問合せへの対応等連合会への運用支援を行うとともに、システムを安定的

に運用した。

(5) 後期高齢者医療広域連合電算処理システムの本稼働等への対応と安定運用

- 制度改正への対応等として以下の改修を実施するとともに、安定的な運用保守対応を行った。
 - ・ 子ども・子育て支援納付金対応
 - ・ 県外地単公費併用レセプトの現物給付化対応
 - ・ 保険料算定における均等割 7.2 割軽減対応
 - ・ マイナ保険証利用回数に応じた資格確認書一律交付対応
- 高額医療介護合算申請簡素化について、継続支給意思確認対応として令和 8 年 11 月に向けて、仮算定・継続支給対応として令和 9 年 11 月に向けて開発を進めた。
- 高額療養費制度について、令和 8 年 8 月より負担限度額が見直され、令和 9 年 8 月より所得区分の細分化及びそれに伴う負担限度額の見直しが検討されており、これらへのシステム対応を開始した。
- 外来年間合算の限度額の引き上げ対応等について、令和 8 年 11 月に向けて開発を進めた。
- 次期システムにおいては、プログラム言語を COBOL から JAVA へ変換する対応を進めた。
- 後期高齢支援システムの標準化について、後期高齢支援システム標準仕様書【第 1.3 版】を令和 7 年 3 月末に公開した後、後期高齢支援システム標準化検討会及び同検討会ワーキングチーム、同検討会ベンダ分科会を開催し、制度改正等について取り込みを行い、令和 8 年 1 月末に同標準仕様書【第 1.4 版】を公開した。

(6) 保健事業に係るシステムの更改作業と安定運用

特定健診等データ管理システム

- 次期システム更改に向けて、令和 7 年 6 月に詳細設計工程の完了と製造・単体試験工程の開始についてステアリング・コミッティで了承を得た。同年 8 月から結合試験、10 月から総合試験を開始し、11 月下旬から先行連合会での運用試験を開始し、予定どおり令和 8 年 1 月のステアリング・コミッティで先行連合会の 1 月中旬の本稼働切替についてご承認いただいた。その他の連合会については、1 月末から 3 月末までに各グループごとに順次本稼働切替を行い、システム更改が完了した。

- 40 歳未満の事業主健診情報について、令和 8 年度から NDB への収載が予定されており、国の環境整備の方針を踏まえて、所要の他システムとの連携テストを開始し、令和 8 年度の連携に向けて準備を進めた。

KDB システム

- 令和 6 年度に更改した KDB システムについて、安定運用に向けた対応を行いつつ、運用保守体制やクラウド資源の利用状況等を検証し、適正化を図った。
- 厚生労働省より要請があった糖尿病性腎症重症化予防事業における対象者抽出、事業評価等に用いる「フィードバックレポート(FBR)作成ツール」の機能実装に向けて、対応方針を整理し、遅滞なく所要のシステム改修を実施した。

(7) 介護保険審査支払等システムの更改作業と安定運用

介護保険審査支払等システム、電子請求受付システム

- 介護保険審査支払等システム及び電子請求受付システムにおける令和 7 年 5 月のシステム更改については、移行・切替等の作業を進め、計画通り、令和 7 年 5 月までに、全ての連合会の AWS へのクラウドリフトを完了し、本稼働を開始した。
- 新システムへの切替以降においては、中央会及び連合会における安定運用に努めるとともに、令和 4 年度に定めた情報化構想書に沿い、次のシステムライフサイクルである令和 13 年度に向けたシステムの改善及びランニングコストの削減を目指したクラウドシフト（マネージドサービスの効率的な利用、業務機能のスリム化等）について検討を進めた。
- システム運用監視、他県交換業務、特別徴収業務などの中央会が実施するシステム運用業務について、システムごとに運用事業者を調達していたが、全体としてのランニングコストの削減等を図るため、令和 7 年 11 月に介護保険・障害者総合支援一拠点化システムに係るシステム統合運用事業者を調達し、令和 8 年 1 月からの落札業者による現行システム運用事業者からの引継ぎを経て、同年 4 月からのシステム統合運用開始に対応した。
- また、令和 7 年 12 月に厚生労働省より協力依頼のあった「介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善等事業」において、連合会が都道府県から受託する交付額算出等の事務に必要なシステム対応を行うとともに、令和 8 年度介護報酬改定（期中改定）に向けた対応を行った。

ケアプランデータ連携システム

- 令和 7 年度においては、ライセンス料の無償化や処遇改善加算の算定要件とされたこと等により、約 44,000 の事業所に本システムを導入いただいたことから、事業所の円滑な運用に向け、ヘルプデスクの体制強化を行う等、安定的なシステムの稼働に努めた。

また、利用事業所の普及・導入を促進するため、利用者の利便性向上に関する機能改善を実施するとともに、連合会と協力し自治体及び事業所への説明会等を実施した。

(8) 障害者総合支援給付審査支払等システムの更改作業と安定運用

- 介護保険審査支払等システムと同様、令和 7 年 5 月のシステム更改については、移行・切替等の作業を進め、計画通り、令和 7 年 5 月までに、全ての連合会の AWS へのクラウドリフトを完了し、本稼働を開始した。
- 新システムへの切替以降においては、中央会及び連合会における安定運用に努めるとともに、令和 4 年度に定めた情報化構想書に沿い、次のシステムライフサイクルである令和 13 年度に向けたシステムの改善及びランニングコストの削減を目指したクラウドシフト（マネージドサービスの効率的な利用、業務機能のスリム化等）について、順次検討を進めた。
- システム運用監視、他県交換業務などの中央会が実施するシステム運用業務について、システムごとに運用事業者を調達していたが、全体としてのランニングコストの削減等を図るため、令和 7 年 11 月に介護保険・障害者総合支援一拠点化システムに係るシステム統合運用事業者を調達し、令和 8 年 1 月からの落札業者による現行システム運用事業者からの引継ぎを経て、令和 8 年 4 月からはシステム統合運用を開始する。

(9) 情報セキュリティ対策の推進

- 新しい審査機関による更新審査を令和 8 年 1 月に受審し、中央会の ISMS が有効に機能していることが認められ ISO/IEC27001 認証が更新された。
- 中央会の標準システムにおける ISMS クラウドセキュリティへの対応について検討を重ねた結果、対外的なアピール効果が極めて限定的であることから ISO/IEC27017 認証取得を見送ることとし、システム開発・運用における外部委託に係るセキュリティ基準を明確にし、管理することとした。
- 情報セキュリティの運用を適切に行うため、本会で業務に従事する全職員等に対し「全職員等向け情報セキュリティ研修（eラーニング）」を実施した。

(10) クラウドにおける全体最適化の検討

- 中央会が開発・運用する標準システムのクラウド化が進んでいることから、クラウド環境に適したシステム構成の変更に向け、令和 7 年度においては各標準システムの現状調査及び技術調査を実施し、対応方針等の検討・RFI 等の対応を行った。

4. 医療 DX・介護 DX への対応

(1) 医療保険者等向け中間サーバー等の安定的かつ効率的な運営

- 支払基金と共同で設置している医療保険情報提供等実施機関（以下「実施機関」という。）に職員等を配置し、引き続き中間サーバー等による情報連携システムを安定的に運営にするとともに、実施機関と中央会関連部署が連携し、保険者及び連合会向けの情報の発信及び運用支援を行った。

(2) オンライン資格確認等システム等の安定的かつ効率的な運営

- 連合会及び保険者における安定運用のため、中間サーバー等と同様、関係者と連携して必要な情報の発信、運用支援を行った。

(3) マイナンバーカードと被保険証の一体化

- 誤入力チェックシステムを活用し中間サーバーに登録される加入者情報の正確性を確保した。

(4) 診療報酬改定 DX への対応

- 自治体担当者が地単公費事業情報を登録するための地単公費事業情報登録システム（Web フォーム）の運用管理業務、Web フォームに登録された地単公費データの登録及び登録されたデータの整備に係る業務、並びに自治体からの登録相談業務を令和 7 年 5 月末まで行った。

- 厚生労働省に設置された「「診療報酬改定 DX」タスクフォース」に 7 回参画し、都道府県を跨いだ地単公費の現物給付化の推進等について進捗の確認等を行った。

- 国の方針に基づき、自治体区域の内外における地単公費の現物給付化の推進をすべく、令和 7 年度の実施計画として、後期高齢者医療制度に加入している被保険者のすべての県外地単公費併用レセプトの取り扱いが可能となるよう後期高齢者医療請求支払システムの改修を行い、令和 8 年 3 月末にリリースを行った。

(5) 介護 DX への対応

- 厚生労働省から依頼のあった介護情報基盤の構築等業務については、関連システムにおける連携機能を含めすべての開発が完了し、予定通り運用を開始した。
- 併せて、介護情報基盤の構築等業務の一環として厚生労働省より依頼のあった科学的介護情報システム（LIFE）の顕名化に関する開発が完了し、令和 8 年度の稼働以降の保守運用に向けた移行準備を行った。
- 自治体、介護事業所及び保険医療機関等に介護情報基盤を活用いただくための支援を実施するための窓口として介護情報基盤ポータルを開設した。
- 介護事業所及び保険医療機関における介護情報基盤の利用に必要な環境整備に係る経費に対し、助成金を交付する事業を実施した。
- 介護情報基盤に収集される情報を活用した介護保険分野における保険者支援策の検討については、ワーキング・グループを設置し、保険者へのヒアリングに基づいた課題及び支援策の方向性についてとりまとめるとともに、具体的な支援策について継続して協議することとした。

(6) 予防接種デジタル化等への対応

- 予防接種集合契約システムについては、令和 7 年 12 月に一部の機能をリリースし運用を開始した。その後、令和 8 年 3 月に追加機能をリリースし、さらに 4 月リリースをもって当初開発の全機能のリリースに向けた作業を進めた。
予診情報・予防接種記録管理/請求支払システムについては、同 3 月までに結合試験工程までを完了し、6 月のリリースに向けて引き続き総合・統合テスト等の作業を進めている。また、令和 7 年 4 月からデジタル庁から引き継いだ PMH 予防接種の保守運用業務を滞りなく行った。
- 母子保健システム（仮称）については、国が行っている業務要件定義の支援を行うとともに、令和 8 年度から中央会が実施するシステム要件定義の委託業者の調達を行った。
また、中央会の体制強化のため自治体からの職員派遣について、こども家庭庁に協力要請を行った。
- 自治体検診システム（仮称）については、国が行っている業務要件定義の支援を行った。
また、先行している予防接種事務や母子保健事務との情報共有を行い、今後のシステム開発の効率化の検討等を行った。

(7) 支払基金改革への対応

- 令和 7 年 12 月に「医療法等の一部を改正する法律」が成立し、令和 8 年 10 月に支払基金が「医療情報基盤・診療報酬審査支払機構」に改組されることから、地方自治体における医療・介護 DX 関連事業を実施する立場から、新たな組織において中期計画等の作成、運営会議の運営等を担う企画部門に対し 2 名の職員を出向させることとし、出向した職員を支援するための「医療情報基盤・診療報酬審査支払機構担当室」を令和 8 年 4 月より設置することとした。
- 新組織における医療情報化推進業務の推進を図る会議体に対し、国保側の立場や地域保険者の実情を反映させるため、支払基金と調整のうえ、中央会及び連合会役員が参画することとした。
- 現在、中央会と支払基金が共同で行っている実施機関の業務について、新組織が行うこととなる国保関連業務への協力体制の検討を行った。

5 . 保険者機能の発揮等保険者・自治体への支援

(1) 保健事業の推進

保健事業の取組支援の拡充

ア．国保・後期高齢者ヘルスサポート事業

- 連合会の保険者支援におけるこれまでの経緯を踏まえ、連合会の保険者支援の評価の仕組としての保険者支援指標（案）について検討を行った。

イ．高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施

- 高齢者の保健事業の周知・啓発と取組促進のため、都道府県、市町村、後期高齢者医療広域連合、連合会等を対象とした研修会等を開催した。

ウ．糖尿病性腎症重症化予防事業

- 糖尿病性腎症重症化予防事業を周知・啓発するため、国の糖尿病性腎症重症化予防に関するプログラムや手引きの改訂を踏まえた、「糖尿病性腎症重症化予防セミナーの研修プログラム」改訂内容についてワーキング・グループで検討し、改訂作業を進めた。

KDB システムの活用推進

- KDB システムを活用した効果的な保険者支援を行う連合会職員の人材育成を目的として、システム操作やデータ分析スキル向上に資する「KDB 利活用推進研修会」を開催した。

- 保険者における保健事業の効果的かつ効率的な実施の支援、健康寿命延伸や医療費適正化に資する KDB データを活用した新たな分析テーマ（二次性骨折予防）について検討を行い、情報還元の有用性・実現可能性等に関して検証を実施した。
- データ集計・分析精度の向上を目的とした被保険者マスタの整備について、令和 8 年度での是正処理実施に向けて、所要のシステム改修を実施した。
- 医療・介護データを活用した支援機能について、令和 7 年度中から段階的なリリースを進めるとともに、活用マニュアルの作成や連合会担当者向け説明会の実施を通じて、同機能の利活用に向けた対応を行った。
- KDB システムがデータヘルス推進に資するプラットフォームとして保険者等に継続的に活用されるよう、令和 6 年度に開始した標準システムとしての今後の在り方の検討について、引き続き KDB システム部会での協議を中心に協議を実施した。

国保健康づくり事業におけるデータ利活用支援事業の実施

ア．市町村国保と協会けんぽが共同して進める健康づくり事業

- 健康・医療データからの分析・活用力を高めることで、的確なデータ分析に基づく効果的な健康づくりを実現するための保険者等支援として、協会けんぽと連携し将来的な国保予備群である被用者保険のデータまで活用した市町村の健康づくり事業を実施した。
（北海道/新ひだか町、東京都/八王子市、千葉県/富津市、長野県/千曲市、鳥取県/湯梨浜町、佐賀県/鳥栖市/上峰町/基山町、大分県/竹田市）
- 各市町村の既存事業を活用し、佐賀県鳥栖市では近隣の基山町、上峰町と連携、大分県竹田市は県保険者協議会と共同した事業を実施した。
- スタートアップガイドを作成のうえ共同事業実施連合会に対し「国保健康づくり事業におけるデータ利活用支援事業（保険者等支援）」説明会を開催した。

イ．保健事業データ利活用人材育成研修

- 連合会職員が保健事業におけるデータ利活用に係る基礎的な知識と技術の習得を目的として、「保健事業データ利活用人材育成研修（基本編）」を実務での再現性を高めつつ参集にて開催した。

地域包括ケアシステムの深化・推進のための支援

- 国診協と連携し、全国国保地域医療学会や地域医療現地研究会を開催した。また、地域活動を支援している在宅保健師等会の活動推進や人材育成のための全国連絡会等を開催した。

保健事業・データヘルスの今後の取組に関する検討

- 医療・健診情報に加え、介護に関する各種情報を活用した保健事業について、医療情報との連携や介護情報基盤の構築、さらには介護予防の観点を含む保険者のニーズを確認するなど、保険者の役割が発揮されるよう支援する実現方法等の検討を行った。
- 「日本健康会議（10月14日開催）」において、地域保険の取組状況として、宣言1と2を中心とした取組状況を発表するとともに、「実行宣言2025」の達成率が低いことを踏まえ、達成率向上のための方策について検討し、連合会へ周知した。

（２）保険者努力支援制度等を活用した保険者機能の発揮への支援

国保の保険者努力支援制度や介護保険の保険者機能強化推進交付金・介護保険保険者努力支援交付金のインセンティブを活用した取組への支援

- 保険者において保険者努力支援制度等のインセンティブ制度の活用が進むよう、KDBシステムの利活用促進、情報提供等を行った。

保険者協議会の活動の推進

- 各都道府県に設置された保険者協議会の活動推進を通じて被保険者等の健康増進及び医療費適正化の推進を図るため、保険者協議会の基本情報調査の実施や担当学会を開催した。
- 保険者協議会中央連絡会において、市町村国保と協会けんぽとの共同事業の一環として実施する大分県竹田市の保険者協議会と連携したデータ統合分析による健康づくり事業や、厚生労働省からの新たな地域医療構想、医師偏在対策等に関する情報提供を行い、今後、保険者協議会が果たす役割について確認するとともに、厚生労働省に対し必要な要望を行った。

第三者行為求償事務の充実強化

- 第三者行為求償事務研究会において、以下の説明等を行った。
 - ・ 国や中央会における連合会の求償事務支援状況の説明
 - ・ 連合会における実務的課題の調査、対応策に係る情報交換
 - ・ 標準システム構築についての検討

・都道府県委託に関する状況調査及び事例調査の報告

- 第三者行為求償事務に係る損害保険団体との覚書の運用改善を図るため、国、損保協会等と連携し、報告制度の取組を継続した。
- 連合会における第三者行為求償事務の充実のため、初任者研修と担当者等研修を実施した。初任者研修は基本的な知識を必要な時に繰り返し習得できることを目的に、動画を中央会 HP にて、通年公開した。専門知識の向上と連合会間の連携を目的として、担当者等研修を対面で開催した。

保険者支援事業の実施

- 保険料(税)適正算定マニュアルの普及促進を図り、国保事業の安定化を支援するため、国保保険料(税)等に係る基礎力向上研修を開催した。
- 海外療養費不正請求対策事業の推進のため、連合会等へ向けて、業務実績一覧や不正請求事例の情報提供を行った。
- 後発医薬品差額通知コールセンターの運営について、問合せ状況や傾向の情報提供を毎月行った。

(3) 介護保険事業の推進

- 介護保険制度の安定的な事業運営のため、関係機関との連携を密にし、連合会において円滑な審査支払等業務が行えるよう、介護給付費請求に係る共同受付業務や全国決済業務等について対応した。
- 市町村における介護給付適正化事業の推進にあたっては、都道府県及び連合会が開催する研修会において適正化システムに係る説明を行う等、関係者の意識を高める取り組みを実施した。

(4) 障害者総合支援事業の推進

- 障害者総合支援法において定められた制度の安定的な事業運営のため、都道府県、市町村、連合会、厚生労働省から構成する「障害者総合支援法等審査事務研究会」において、事業所支援や審査の拡充の検討、報酬改定等による影響調査を実施し、検討結果及び改善策を報告書にとりまとめた。
また、研究会において、都道府県及び事業者への支援の一環として、新規開設事業者に対する請求業務の流れ等の解説動画等を作成した。

(5) 国保制度改善強化に向けた取組

- 全国知事会、全国市長会及び全国町村会をはじめとする自治関係団体と連携し、医療保険制度の一本化等を決議として採択する国保制度改善強化全国

大会を開催した。

- 同大会においては、国保運営の基幹システムである国保総合システムの開発や運用に要する費用について、保険者に追加的な財政負担が生じないよう、国の責任において必要な財政措置を確実に講じるよう決議し陳情活動を実施した。

6．効果的で効率的な事業運営の実施と人材の育成・確保

(1) 令和 8 ～ 10 年度に向けた人員体制・負担金の協議

- 令和 8 ～ 10 年度の人員体制・負担金の協議にあたっては、連合会に対し具体的な金額等を示す前に見直しにかかる基本方針を提示し、方針について了承を得た後に協議案を作成し、協議を行った。
- 人員体制については、システムクラウド化による運用業務や国からの新たな業務依頼等、増大が見込まれる各種業務への対応のため 3 年間で 6 名の定数増員について、また、人員増が必要な個別業務については、連合会派遣枠とは別に職員を派遣いただくことについて了承を得た。
- 負担金については、システム関係負担金について保守運用業務に係るものと開発業務ものとの 2 種類に整理し、これまでシステム毎に設置していた規程を「連合会関係システムの構築等の実施に関する規程」及び「連合会関係システム等に係る保守運用等の実施に関する規程」に集約した。その上で近年の物価上昇や人件費上昇を踏まえ、一部の負担金の増額を含めた 3 か年の負担金額について了承を得た。

(2) 効率的な事業運営の徹底及び業務効率化等によるコストの削減

- ペーパーレス化を図るため、令和 7 年 8 月に業務系端末を更改しノート型としたことに合わせ ISMS 文書を改訂し、業務系端末に会議資料等を格納したうえで会議会場へ持ち運んで使用することを可能とした。
- テレワークについて、これまで外部からアクセスできなかった業務系ネットワークにアクセスできる環境を構築し、一部試行を実施した。
- システムのクラウド化に伴う運用業務や国からの依頼に基づくシステム開発等による業務量増加に伴う職員等の増員に対応し、執務スペースを確保するため、全国町村会館 1 階に新たに執務室を確保し、保健事業課を移転させ、空いたスペースに医療保険部、情報システム部の一部を移転させた。

(3) 財源の確保・財務構造の改善

- 令和 5 年 10 月及び令和 6 年 10 月開催の中央会臨時総会で承認された令和 7 年度の各負担金の額に基づき、予算編成及び予算執行管理を適切に行った。

(4) 人材の育成・確保

- システム関係業務における人材の育成・確保のため「システム人材育成・確保計画」に基づき、新卒職員等を対象としてシステム部門配属者向けの外部研修を受講させるとともに、受講者については IT パスポート試験の受験を勧奨しめた。
- 職員の年齢構成のバランスを保ち、安定した事業運営に資するため、新卒職員の採用を行うとともに、SE 経験者等の中途採用をほぼ通年で実施した。また、職場への早期定着と成長促進を図るため、メンター制度を実施した。
- 連合会実務の経験のため連合会への出向派遣を引き続き行うとともに、予防接種事務のシステム化や市町村事務処理標準システム改修業務等のため、現場の実務を把握している市町村等職員の出向受け入れを実施した。
- 国等からの依頼による新規のシステム開発など、対応が必要な期間が限られ、高度なスキル、専門的な知識・経験が求められる業務に係る人材を確保するため、任期を定めて採用する任期付職員を定数外として採用する制度を創設した。(令和 8 年 4 月実施)

(5) 連合会・中央会の連携・協力体制の強化

- 審査・支払領域の共同開発・共同利用に向けて、支払基金等との調整・協議等に対応するための体制強化として、連合会の協力のもと「審査支払機能改革工程推進連携室」を室長 1 名及び室員 5 名を配置のうえ令和 7 年 4 月 1 日に設置した。
- 令和 7 年 9 月、自治体の事務負担軽減に向け、連合会の役割を強化し、自治体支援の持続可能なモデルの構築を検討するため、厚生労働省保険局国民健康保険課において「自治体の事務負担軽減に向けた都道府県国民健康保険団体連合会の役割強化に関する会議」が開催され、構成員として、中央会から 2 名及び連合会から 3 名が、計 6 回の会議に参加した。
会議においては、調査やヒアリング等を踏まえた議論が行われ、令和 8 年 3 月に考え方や取組の進め方を整理した「中間とりまとめ」が策定された。
- 後期高齢者医療制度において保険料算定等に金融所得を勘案する新制度における法定調書データベース(仮称) 関係業務について、厚生労働省からの

依頼を踏まえた検討を行い、中央会が担うことを受諾し、国の支援の下、新制度の円滑な実施に向けた準備を行っていくこととした。なお、令和 8 年特別国会に提出された健康保険法等の一部を改正する法律案にその内容が盛り込まれた。

- 令和 8 年度から派遣する職員を増員し、連合会との人事交流を強化した。

(6) 適正な会計事務の実施

- 令和 7 年 4 月に公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律等の一部改正が施行され、収支相償原則（費用を超える収入を得てはならない）が見直されたこと等に伴い、関連する積立金関係規程の改正を行った。

(7) 人事・給与制度の運用

- 高年齢職員の処遇については役職定年を原則とし、業務への影響等を鑑みて、役職定年の特例や暫定勤務延長の適用について適切な運用を行った。
- 国家公務員法や人事院規則等の改正内容を踏まえて、関係規程について必要な改正を実施した。
- ハラスメント対策として、4 月と 12 月をハラスメント防止・撲滅月間に指定し、動画配信による自己学習や、5 月と 11 月には集合形式によるハラスメント防止研修を開催した。

(8) 調査研究・統計・広報の充実

- 国保の現状に関する統計データや連合会・中央会の業務概要をまとめた冊子「国保のすがた」を作成し、連合会・市町村に配布し、国保制度改善強化全国大会や国等への陳情活動においても参考資料として活用した。
- 「保険者別財政診断分析表」・「保険者規模別国保財政診断指数表」について、保険者に対する財政分析に係る支援をより一層充実させるために、保険者別の「国保財政レポート」とともに連合会へ提供した。
- 上記資料を関係者において有効に活用いただけるよう、「国保保険料（税）等に係る基礎力向上研修」にて、国保における財政分析の基本的な視点や関連データの見方等に関する説明を行った。
- 「国民健康保険団体連合会事業の概況」について、連合会における事業の実状に合わせ掲載項目等の見直しを行うとともに、経費削減を図るため、冊子版の作成を終了し、電子データのみによる作成を行った。

- 「国民健康保険の実態」を作成し、国保保険者及び一般向けに配布を行った。

加えて、「医療費の動向」「医療費速報」等の統計資料について、月次・年次等の単位で資料を作成し、中央会ホームページ等での情報提供を行った。

- 国の情勢や制度改正等の情報提供のため、国保新聞及び国保情報の発行を行った。

(9) 災害対策

- 中央会で働く者全員の災害時の安全等の確保のため、災害備蓄品の管理や防災用具の調達を行った。
- 災害発生に備え、中央会業務継続計画に基づき、安否確認システムも活用し、災害対策本部の設置や初動対応手順等の確認を中心とした災害対策に係る訓練を実施した。
- 災害救助法適用時に医療機関等からの照会に応じて被保険者の既往歴を提供する仕組みについて、災害救助法適用地域の連合会と連携し、連合会担当者の確認や必要な事務連絡を発出するなど、適切に運用した。

【事業実施状況】

1.国保総合システムの最適化等への対応 (1)国保総合システムの最適化 (2)開発費用及び運用費用の財源確保 2.審査支払業務改革の推進 (1)審査・支払領域の共同開発への対応 (2)審査基準及びコンピュータチェックの統一の (3)審査の効率的な業務のための体制整備と人材の育成 (4)審査の充実・強化のための対応 特別審査の充実	○ 国保総合システムの保守・運用費用の削減に向けた最適化対応の着実な推進 ○ 国庫補助要求の決議を実施、令和7年度補正予算として20.4億円が措置 ○ 改革工程表に基づく「効率性の実現」に向けた審査・支払領域の共同開発・共同利用の検討 ○ 改革工程表に基づく支払基金との以下の共同開発体制への参画 ・審査支払システム共同開発準備室(令和3年度から令和7年9月まで) ・審査支払システム共同開発アドバイザリーボード(令和7年度は開催なし) ・審査支払システム共同開発作業班(8月22日) ・審査システムの共同開発に係る三者打合せ(4月2日、8日) ・審査システムの共同開発に係る三者協議(7月4日) ・審査支払システム共同開発推進会議(9月12日) ・審査支払システム共同開発調整会議(1月7日) ○ 審査領域の共同開発・共同利用に向けた調査事業の実施 ○ 画面審査及びシステム連携・基盤にかかるPoCの実施 ○ 次期審査システム・国保総合システム開発に関するRFIの実施 ○ 各種会議・説明会等 ・審査支払システムの共同開発・共同利用にかかる三者会議報告会(4月3日、9日) ・審査支払システムの共同開発・共同利用にかかる打合わせ会(4月22日、23日、5月22日、6月11日、7月1日、3日、8日) ○ 支払基金CCとの整合性の実施(5月1日、27日、6月26日、7月30日、9月3日、10月1日、29日、11月27日、1月29日、2月26日、3月4日) ○ 審査基準統一化推進連絡会議(8月22日、同作業部会(7月29日)) ○ 審査情報提供検討委員会(9月4日、2月5日) ○ 審査情報提供検討委員会に係る作業委員会(5月7日、7月9日、11月5日、1月7日) ○ 審査情報提供歯科検討委員会(9月17日、2月24日) ○ 審査情報提供歯科検討委員会に係る作業委員会(5月28日、12月10日) ○ 審査情報提供検討委員会WG育成研修(動画配信) ○ 特別審査委員会(毎月) (速報値)
--	--

連合会における審査の充実(審査の判断基準及びコンピュータチェック内容の統一に向けた取組を含む)	令和7年度取扱件数 73,077件(対前年度比 112.9%) ・ 医科 71,801件(対前年度比 113.2%) ・ 歯科 1,276件(対前年度比 99.5%) ・ 再審査 24,841件(対前年度比 107.8%) ○ 画面システムを用いた特別審査レポートの処理 (電子レポート件数(再掲)医科70,623件、歯科1,230件) ○ 特別審査の充実(審査委員との連携、支払基金との情報共有等) ○ 審査結果事例の連合会への情報提供(適宜) ○ 全国国保診療報酬審査委員会会長連絡協議会(5月29日、8月28日、12月4日、3月5日) ○ 同役員会(令和7年度は開催なし) ○ 全国国保診療報酬審査委員会歯科部会長等連絡会議(8月6日、1月29日) ○ 連合会常務処理審査委員連絡会議(9月30日) ○ 医科審査基準統一推進検討会(5月8日、6月12日、7月10日、9月10日、10月6日、11月6日、12月10日、2月2日) ○ 歯科審査基準統一推進検討会(6月26日、1月8日) ○ 審査支払業務検討委員会(6月12日、9月5日、11月17日、12月8日、3月5日) 同委員会ワーキンググループ(4月30日～5月1日、5月26日～28日、6月25日～27日、7月29日～31日、9月2日～4日、9月30日～10月2日、10月28日～10月30日、11月26日～28日、1月28日～1月30日、2月25日、3月3日～5日) 同委員会ワーキンググループコア・サポーターメンバー(上記年間日程に加え、自県連合会及び中央会にて必要に応じて随時各種作業を実施) ○ 審査担当課(部)長会議(5月29日、8月29日、9月26日、11月5日、12月2日) ○ 審査担当者月例ミーティング(4月3日、7月9日、8月7日、1月8日、2月5日) ○ 歯科審査担当者会議(8月6日) ○ 連合会審査担当職員研修 ・ 初任者研修 スタートアップ研修(4月7日～8日197名) ・ 初任者研修 振返り研修(10月30日～31日120名) ・ イキスパート研修(8月26日～27日 156名) ○ 連合会要望に即した研修支援(地区別ブロックからの依頼を含む) ・ 東海北陸地区 (7月2日～3日) ・ 中国地区 (7月4日) ・ 東海3県 (7月7日～8日) ・ 中国、四国地区 (9月4日～5日) ・ 東海北陸地区 (9月4日～5日) ・ 東北、北海道地区 (10月2日～3日) ・ 福島県 (2月6日) ○ 審査事務共助知識力確認試験(11月7日) ○ 審査事務共助に関する連絡調整(随時) ○ 審査事務共助知識力確認試験委員会の開催(5月27日、7月29日～30日、9月8日～9日、1月6日) ○ 審査事務共助知識力確認試験フォローアップ研修の実施(2月3日) ○ 審査担当育成研修チーム(6月30日、8月7日、10月8日、12月8日、2月6日) ○ コンピュータチェックの充実(令和8年3月審査時点) ・ 医科算定ルールチェック 5,168項目 (対前年度比104.8%)
--	---

	・歯科算定ルールチェック 2,668項目 (" 113.8%) ・調剤算定ルールチェック 338項目 (" 144.4%) ・医科審査支援チェック 11,165項目 (" 86.2%) ・医科縦覧・横覧チェック 2,642項目 (" 104.1%) ・歯科縦覧チェック 561項目 (" 108.5%) ・医科突合チェック 3,262項目 (" 330.2%) ○可視化レポートを実行（医科3事例・歯科3事例・フォローアップ医科7事例） ・過去のレポートのフォローアップ事例を中央会HPに公開（6月18日） ・検証前レポートを中央会HPに公開（10月24日） ・検証後レポートを中央会HPに公開（3月25日）
3.標準システムの更改造業と安定運用 (1)国保総合システムの安定運用	○システム保守管理、安定的運用支援 ○制度改正及び新たな事業等への対応（食事療養費改定対応等） ○各種会議・説明会等 ・国保総合システム担当ステアリング・コミティ（10月17日、1月13日（書面開催）） ・国保総合システム部会（5月27日、7月28日、9月24日～9月25日、10月30日～10月31日、12月3日、2月2日、3月12日、3月25日） ・国保総合システム最適化・後期高齢者医療請求支払システム担当者合同説明会（8月14日） ・国保総合システム担当者説明会（10月15日） ○システム保守管理、安定的運用支援 ○制度改正及び新たな事業等への対応（食事療養費改定対応等） ○各種会議・説明会等 ・国保総合システム担当ステアリング・コミティ（10月17日、1月13日（書面開催）） ・国保総合システム部会（5月27日、7月28日、9月24日～9月25日、10月30日～10月31日、12月3日、2月2日、3月12日、3月25日） ・国保総合システム最適化・後期高齢者医療請求支払システム担当者合同説明会（8月14日） ・国保総合システム担当者説明会（10月15日）
(2)後期高齢者医療請求支払システムの更改造業と安定運用	○システム保守管理、安定的運用支援 ○制度改正及び新たな事業等への対応（食事療養費改定対応、地単公費全国決済対応等） ○機器更改に向けた開発等の実施 ○国保総合システム部会等の中で機器更改の進捗状況等の報告・協議等を実施 ○各種会議・説明会等 ・国保総合システム担当ステアリング・コミティ（9月1日、12月24日） ・国保総合システム最適化・後期高齢者医療請求支払システム担当者合同説明会（8月14日）
(3)国保保険者標準事務処理システムの安定運用 国保事業費納付金等算定標準システム	○システム保守管理、安定的運用支援 ○機能改善 ○各種会議・説明会等 ・国保事業費納付金等算定標準システム検討会（7月9日～7月15日（書面開催））

国保情報集約システム	・国保事業費納付金等算定標準システムに係る担当者説明会（5月27日）
市町村事務処理標準システム	○システムの保守管理及び安定的運用支援 ○制度改正及び機能改善等への対応（子ども子育て支援金制度開始に向けた対応、高額療養費の制度改正に向けた対応等） ○各種会議・説明会等 ・国保情報集約システム・市町村事務処理標準システム検討会連合会委員による意見交換会（2月24日）
(4)オンライン請求システム等の安定運用	○機能改善、制度改正 ○システム保守管理、安定的運用支援 ○導入促進への対応 ○自治体システム標準化に向けた取組
(5)後期高齢者医療広域連合電算処理システムの本稼働等への対応と安定運用	○システム保守管理、安定的運用支援 ○機能改善、制度改正 ○システム保守管理、安定的運用支援 ○プログラム言語をCOBOLからJAVAへ変換する対応 ○自治体システム標準化に向けた取組
(6)保健事業に係るシステムの更改作業と安定運用 特定健診等データ管理システム	○特定健診等データ管理システムの保守管理、安定運用支援 ○次期システム更改に向けた製造工程・試験工程・移行/切替の実施 ○事業主健診情報（40歳未満）のNDB連携に向けたシステム改修 ○令和6年度特定健康診査等の実施状況に関する報告 < NDB報告件数（市町村国保） > ・保険者数 1,737保険者 ・特定健康診査受付件数 5,858,869件 ・特定保健指導受付件数 192,417件 ○令和7年度の全国決済の実施状況 ・県外分件数 162,072件（対前年比 97.9%） ・県外分金額 1,640,503,898円（対前年比 101.3%） ・差引件数 131,020件（対前年比 97.4%） ・差引金額 1,315,666,646円（対前年比 101.3%）
KDB システム	○システム運用保守体制、クラウド資源の適正化 ○糖尿病性腎症重症化予防事業に係る「フィードバックレポート（FBR）作成ツール」の機能実装・改修
(7)介護保険審査支払等システムの更改作業と安定運用 介護保険審査支払等システム、電子請求受付システム	○次期システム切替に向けた対応実施 ○システムの改修、保守管理及び安定運用支援実施 ○クラウドシフトに向けた検討実施 ○現行システムに対する制度改正・報酬改定対応 ○保守管理及び安定運用支援 ○担当者説明会の開催
ケアプランデータ連携システム	○ケアプランデータ連携システムの安定運用支援 ○ケアプランデータ連携システムの普及促進
(8)障害者総合支援給付審査支払等システム	○次期システム切替に向けた対応実施

の更改作業と安定運用 (9)情報セキュリティ対策の推進 (10)クラウドにおける全体最適化の検討 4.医療 DX・介護 DX への対応 (1)医療保険者等向け中間サービス等の安定的かつ効率的な運営 (2)オンライン資格確認等システム等の安定的かつ効率的な運営 (3)マイナンバーカードと被保険者証の一体化 (4)診療報酬改定 DX への対応 (5)介護 DX への対応 (6)予防接種デジタル化等への対応 (7)支払基金改革への対応	○システムの改修、保守管理及び安定運用支援実施 ○クラウドシフトに向けた検討実施 ○ISMS認証の維持 ○費用最適化に向けた現状把握、技術調査実施 ○支払基金と共同で設置した実施機関においてシステムの安定運営を実施 ○実施機関と中央会関係部署が連携し、必要な開発を実施 ○支払基金と共同で設置した実施機関においてシステムの安定運営を実施 ○オンライン資格確認の基盤を活用した新たなサービスについての確な運用を実施 ○保険者及び連合会へ適切な情報連携等を実施 ○地単公費事業情報登録システム(Webフォーム)の運用管理(5月末まで) ○診療報酬改定DXタスクフォース参画(7/14、8/27、8/29、10/29、11/4、11/12、3/6) ○後期請求支払システムの改修(後期高齢者医療制度に加入している被保険者のすべての県外地単公費併用レセプトの取り扱いが可能) ○介護情報基盤構築に向けたシステム開発 ○科学的介護情報システム(LIFE)の顕名化に関する開発及び運用準備 ○介護情報基盤ポータル開設 ○介護事業所及び保険医療機関に対する助成金交付 - 介護事業所 3,566件 159,307,000円 - 保険医療機関 124件 29,501,000円 ○介護情報の活用による保険者支援策の方向性のとりまとめ ○予防接種集合契約システム及び予診情報・予防接種記録管理/請求支払システムの設計・開発、PMH(予防接種領域)の円滑な保守運用業務の実施 ○予防接種事務デジタル化に関する連合会担当者説明会の開催(7/17、8/28、10/30、1/29) ○母子保健にかかる国の検討状況・母子保健情報デジタル化実証事業の動向に係る情報収集、国の要件定義への支援、中央会の体制構築に向けた準備 ○自治体検診にかかる健康増進法の改正案の国会審議状況の注視・情報収集、国の要件定義への支援、中央会の体制構築に向けた準備 ○支払基金改組後の新組織への職員出向、会議体への役員参画、担当室の設置を決定 ○改組後の新組織における協力体制の検討を実施
--	---

5.保険者機能の発揮等保険者・自治体への支援

(1)保健事業の推進

保健事業の取組支援の拡充

ア．国保・後期高齢者ヘルスサポート事業

- 「保健事業支援・評価委員会」報告会の開催
(ウェビナー_12月19日)
〔支援・評価委員80名、連合会191名 計271名〕
- 国保・後期高齢者ヘルスサポート事業運営委員会
(WEB会議_5月27日、10月10日)
- ヘルスサポート事業運営委員会ワーキング・グループの開催
(WEB会議_9月19日)

イ．高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施

- 高齢者の保健事業ワーキング・グループの開催
(WEB会議_6月23日、3月26日)
- 連合会及び後期高齢者医療広域連合向け支援者研修会の開催
(WEB会議_7月25日 連合会149名、都道府県117名・後期高齢者医療広域連合164名、地方厚生局30名計460名)

ウ．糖尿病性腎症重症化予防事業

- 糖尿病性腎症重症化予防セミナーワーキング・グループの開催
(WEB会議_3月5日)

KDB システムの活用推進

- 連合会職員向けKDBシステムの操作等研修の企画・実施
- KDBデータを活用した新たな分析テーマ(二次性骨折予防)の検討
- 被保険者マスタ整備に向けたシステム改修
- 医療・介護等データ活用支援機能にかかる対応
- 「KDBシステムの在り方検討」の実施

国保健康づくり事業におけるデータ利活用支援事業の実施

- 「国保健康づくり事業におけるデータ利活用支援事業(保険者等支援)」事業説明会の開催
(5月21日参集・動画配信_)
- 市町村、連合会、協会けんぽ本部、支部、中央会関係5者による「体制構築・企画検討・意見交換」のための合同協議の開催
〔北海道/新ひだか町(7月4日) 東京都/八王子市(6月10日) 千葉県/富津市(8月18日) 長野県/千曲市(7月3日) 鳥取県/湯梨浜町(2月12日) 佐賀県/鳥栖市/上峰町/基山町(2月16日) 大分県/竹田市(10月8日)〕
- 令和7年度「データ利活用人材育成研修(基本編)」の開催(2月9日~10日:全国町村会館)
72名参加(連合会)

地域包括ケアシステムの深化・推進のための支援

- 在宅保健師等会の運営支援
全国連絡会役員会(WEB会議_11月5日)
全国連絡会(参集_11月25日)
- 全国国保診療施設協議会との共催事業
第39回地域医療現地研究会
(5月30日~31日:島根県)
第65回全国国保地域医療学会
(10月3日~4日:和歌山県)
地域包括医療・ケア研修会
(1月16日~17日:富士ソフトアカデミア)

保健事業・データヘルスの今後の取組に関

- 保健事業担当課(部)長会議

する検討 (2)保険者努力支援制度等を活用した保険者機能の発揮への支援 国保の保険者努力支援制度等を活用した取組への支援 保険者協議会の活動の推進 第三者行為求償事務の充実強化 保険者支援事業の実施	(動画配信_4月18日より、_5月9日開催 46名) ○保健事業・テ・タヘルズ等推進委員会 「令和8年度の中央会保健事業の進め方について」「社会保険診療報酬支払基金の抜本改組への対応について」(WEB会議_1月19日) ○「保健事業支援・評価委員会」報告会 (ウェビナー_12月19日開催)〔支援・評価委員80名、連合会191名 計271名〕<再掲> ○国保・後期高齢者ヘルスサポート事業運営委員会 (WEB会議_5月27日、10月10日)<再掲> ○ヘルスサポート事業運営委員会ワ・キング・グループの開催 (WEB会議_9月19日)<再掲> ○国保連合会保健事業及び保険者協議会担当課(部)長・担当協会 (動画配信_4月18日～5月9日開催 93名)(再掲) ○保険者協議会中央連絡会の開催(WEB会議_3月23日) ○第三者行為求償事務研究会(3月) ○連合会第三者行為求償事務担当職員等研修(7月・9月) ○保険料(税)適正算定マニュアル等の保険者への普及促進 ○国保保険料(税)等に係る基礎力向上研修(動画配信) ○後発医薬品利用差額通知に係るコールセンターの運営 連合会への情報提供(毎月) ○全国国保運営協議会会長等連絡協議会(2月26日 都市センターホテル) ○全国決済業務 県外分診療報酬等全国決済業務 ・県外分件数 41,239,153件 (対前年度比 103.4%) ・県外分金額 1,276,310,545,222円 (" 108.1%) ・差引件数 13,048,999件 (" 103.7%) ・差引金額 287,301,348,375円 (" 112.3%) - 県外分出産育児一時金等全国決済業務 ・県外分件数 11,277件 (対前年度比 88.2%) ・県外分金額 5,459,605,914円 (" 90.2%) ・差引件数 6,350件 (" 88.9%) ・差引金額 3,071,165,948円 (" 90.9%) - 県外分保険者間調整療養費等全国決済業務 ・県外分件数 52,702件 (対前年度比 95.2%) ・県外分金額 1,744,875,599円 (" 124.5%) ・差引金額 854,958,458円 (" 136.5%) ○国民健康保険特別高額医療費共同事業 ・対象件数 28,063件(対前年度比 111.4%) ・交付金総額 26,353,400,471円 (" 112.4%) ○後期高齢者医療特別高額医療費共同事業 ・対象件数 34,832件(対前年度比 122.6%) ・交付金総額 15,216,191,478円 (" 123.9%) ○共同受付センターによる介護給付費の請求に係る共同受付業務等 ○県外分介護給付費等テ・タ交換及び全国決済業務
(3)介護保険事業の推進 共同受付事務の実施 介護給付費等に関する全国決済業務	

介護保険関係業務に関する説明会、会議、研修等の実施 介護保険に関する統計等の資料整備 保険料の年金からの特別徴収等事業 介護給付適正化事業 (4)障害者総合支援事業の推進 共同受付事務の実施 障害者総合支援給付費に関する全国決済業務 審査機能の強化に向けた検討等	○ 連合会介護保険担当者等に対する説明会・研修等 ○ 介護保険業務関係資料の作成 ○ 特別徴収に係る経由機関業務 ○ 経由機関業務システムの改修、保守管理及び安定運用支援 ○ 年金生活者支援給付金に係る経由機関業務 ○ 介護給付適正化システムの改善及び保守管理等 ○ 連合会等が行う介護給付適正化事業の支援 ○ 共同受付センターによる障害福祉サービス等給付費の請求に係る共同受付業務等 ○ 県外分障害者総合支援給付費データ交換及び全国決済業務 ○ 障害者総合支援審査事務研究会での検討 ・ 障害DXなどデジタル化の検討 ・ 給付や請求エラー件数のデータ分析を通じた報酬改等による影響調査及び対応等の検討 ・ 都道府県や事業所に対する支援事業等の検討 ・ 請求時の点検機能強化 ・ 「警告」から「エラー」への移行 ・ 審査チェック要件等の見直し ・ 台帳情報等参照機能（市町村等支援システム）の追加内容の検討 ・ 市町村等の二次審査の推進 ○ 連合会等障害者総合支援担当者に対する説明会・研修等 ○ 障害者総合支援給付業務関係資料の作成 ○ 障害福祉サービスのデータベースの安定運用
(5)国保制度改善強化に向けた取組	○ 国保制度改善強化全国大会 （11月14日 砂防会館 530名） ・ 砂防会館に全国の市町村長、国保関係者参集 < 決議内容 > ・ 医療保険制度の一本化を早期に実現すること。 ・ 国保の財政基盤強化のための公費投入の確保を確実に実施するとともに、保険者 努力支援制度等が有効に活用されるよう、適切な評価と財政支援の充実を図ること。 ・ 普通調整交付金が担う自治体間の所得調整機能を今後も堅持するとともに、生活保護受給者の国保等への加入の議論については、見直しを行わず国としての責任を果たすこと。 ・ 高額療養費制度については、セーフティネットとしての役割や保険制度の持続可能性等を勘案して見直しを行うとともに、その実施に当たっては、現場で混乱が生じないよう、国の責任において丁寧かつ十分な対応を講じること。 ・ 医療・保健・介護人材の確保や地域偏在の解消のための総合的な対策を講じるに当たっては、医療保険者等の運営に支障が生じないよう十分配慮すると

	ともに、物価高や賃上げ等の社会経済情勢も踏まえ、公立病院等の医療提供体制を確保するため、十分な支援策を講じること。 ・医療費助成に係る地方単独事業の国庫負担減額調整措置をすべて廃止するとともに、こどもの医療費助成に係る全国一律の制度の創設及びこどもに係る均等割保険料(税)の軽減制度の拡充を行うこと。 ・子ども・子育て支援金制度については、国の責任において、国民の理解が十分得られるよう分かりやすく丁寧な周知、広報等を行うとともに、国保の運営に支障を及ぼすことがないように必要な財政措置を確実に講じること。 ・国保総合システムは、国保運営の基幹システムであり、その開発や運用に当たっては、市町村等保険者に追加的な財政負担が生じないように、国の責任において必要な財政措置を確実に講じること。 ・国保連合会が地方自治体の医療・保健・介護・福祉業務支援の役割を十分に果たせるよう、財政支援を含め必要な措置を講じること。 ・医療・介護DXの推進に当たっては、地方の意見を十分に踏まえるとともに、健康保持・増進並びに医療費及び介護給付の適正化に向け、KDBシステムや、介護情報基盤の構築等に係る必要な財政措置を講じること。 ・マイケ保険証については、国の責任において、その利用促進を図るとともに、被保険者や医療機関等に混乱が生じることのないよう周知・広報を行うこと。 ・国民健康保険組合の健全な運営を確保すること。 ○国保制度改善のための陳情活動(11月14日) ○大会運営委員会(第1回:10月1日 参集、第2回:11月13日 参集) ○デ・タック「国保のすがた」の配布
6.効果的で効率的な事業運営の実施と人材の育成・確保 (1)令和 8～10 年度に向けた人員体制・負担金の協議 (2)効率的な事業運営の徹底及び業務効率化等によるコストの削減 (3)財源の確保・財務構造の改善 (4)人材の育成・確保 人材育成・人材確保 連合会・中央会職員の階層別研修などの実施	○令和8～10年度の人員体制、負担金の承認 ○システム関係負担金規程の整備 ○業務系端末更改に伴うペーパーレス化対応 ○在宅勤務環境の整備・試行 ○執務室の狭隘化対策 ○中央会負担金に基づく適正な予算編成及び予算執行管理 ○国保総合システム開発負担金の精算を実施 ○システム部門配属者向け外部研修の受講 ○新卒・中途採用の実施、メンター制度の実施 ○任期付職員制度の創設 ○連合会・中央会初任者研修 参集 (1班 4月 9日～11日 61名) (2班 4月16日～18日 57名) (3班 4月23日～25日 39名) ○連合会・中央会中堅職員研修 参集 (1班 1月29日～30日 45名)

中央会内職員への業務研修の実施	(2班 2月 5日～ 6日 50名) (3班 2月12日～13日 38名) ○連合会・中央会新任係長研修 参集 (1班 5月14日～16日 18名) (2班 5月28日～30日 30名) (3班 6月 4日～ 6日 47名) ○連合会・中央会新任課長研修 参集 (7月3日～4日 51名) ○連合会・中央会事務局次長等研修 参集 (8月7日～8日 34名) ○連合会・中央会IT研修 ・共通講座(10月～ 聴講者多数)動画配信 ・基礎講座(10月22日 96名)Web会議 ・実務講座(10月23日～24日 43名)参集 ○医療費等データ分析基礎研修 Web会議→動画配信 (12月24日) ○スキルアップ研修「コミュニケーション力向上研修」 (5月12日 計21名)
(5)連合会・中央会の連携・協力体制の強化	○連合会・中央会が一体となった開発体制や運用体制の構築 ○審査業務推進体制の整備
(6)適正な会計事務の実施	○収支相償原則の見直し等に伴う積立金関係規程の改正
(7)人事・給与制度の運用	○役職定年制の厳格な運用、国の給与法や人事院規則等に準じた関係規程の改正の実施 ○ハラスメント対策強化の実施
(8)調査研究・統計・広報の充実	○医療保険、国保財政等に関する調査研究 ○冊子「国保のすがた」の作成 ○都道府県国民健康保険団体連合会事業の概況 ○国民健康保険の実態 ○保険者別財政診断分析表、保険者規模別国保財政診断指数表、国保財政レポート ○国民健康保険・後期高齢者医療 医療費速報 ○連合会審査支払業務統計(月次・年間)) ○国保新聞の発行 ・送付先：国保保険者・関係団体 ・発行回数：年間34回 ○国保情報の発行 ・送付先：49団体 ・発行回数：年間46回
(9)災害対策	○災害備蓄品の管理・調達等の実施 ○災害対策訓練の実施 ○災害救助法適用時における医療機関等への被保険者の既往歴提供

【 】組織の概要

1. 設立年月日

昭和34年1月1日

(昭和23年11月11日設立の社団法人全国国民健康保険団体中央会を改組)

(平成24年4月1日に公益社団法人へ移行)

2. 定款に定める目的

この会は、保険者がその目的を達成するために設立した全国の国民健康保険団体連合会を会員とする公益社団法人として、国民健康保険事業、高齢者医療事業、健康保険事業、介護保険事業及び障害者総合支援事業の普及、健全な運営及び発展を図り、もって社会保障及び国民保健の向上に寄与することを目的とする。

3. 定款に定める事業内容

- 一 国民健康保険診療報酬及び健康保険診療報酬の審査(国民健康保険団体連合会の委託に係るものに限る。)並びに審査及び支払に関する指導(総会又は理事会で決定された方針等に関するものに限る。以下同じ。)及び支援
- 二 公費負担医療の審査(国民健康保険団体連合会の委託に係るものに限る。)並びに審査及び支払に関する指導及び支援
- 三 後期高齢者医療診療報酬の審査(国民健康保険団体連合会の委託に係るものに限る。)並びに審査及び支払に関する指導及び支援
- 四 出産育児一時金、家族出産育児一時金、出産費及び家族出産費(国民健康保険団体連合会の委託に係るものに限る。)の直接支払に関する指導及び支援
- 五 介護給付費及び介護予防・日常生活支援総合事業費の審査及び支払に関する指導及び支援
- 六 自立支援給付費及び障害児給付費(以下「障害者総合支援給付費」という。)の審査及び支払に関する指導及び支援
- 七 国民健康保険団体連合会の取り扱う県外分診療報酬(後期高齢者医療に係るものを含む。)の支払に要する費用の相互決済に関する業務の受託
- 八 国民健康保険団体連合会の取り扱う県外分介護決済対象費用及び障害者総合支援給付費の支払に要する費用の相互決済に関する業務の受託
- 九 国民健康保険団体連合会の取り扱う県外分特定健康診査及び特定保健指導の費用等の支払に要する費用の相互決済に関する業務の受託
- 九の二 国民健康保険団体連合会の取り扱う県外分出産育児一時金等の支払に要する費用の相互決済に関する業務の受託
- 九の三 国民健康保険団体連合会の取り扱う保険者間調整に係る県外分保険給付費の支払に要する費用の相互決済に関する業務の受託
- 十 著しく高額な医療費に係る高額医療費共同事業(後期高齢者医療に係る特別高額医療費共同事業を含む。)の実施

- 十一 保険料の特別徴収における経由事務の実施
- 十二 保険者及び国民健康保険団体連合会の業務の共同化に関する支援
- 十三 保険者が行う保健事業等（保健事業、療養の給付等に要する費用の適正化のための事業、その他の国民健康保険事業の安定化を図るための事業をいう。以下同じ。）に関する調査研究及び保険者相互間の連絡調整並びに保健事業等に関する専門的技術又は知識を有する者の派遣、情報の提供、実施状況の分析及び評価その他の必要な援助
- 十三の二 国民健康保険連合会が行う診療報酬請求書及び特定健康診査等に関する記録に係る情報その他の国民の保健医療の向上及び福祉の増進に資する情報の収集、整理及び分析並びにその結果の活用に関する事務に対する必要な援助
- 十三の三 医療保険提供等実施機関として行う次に掲げるシステムの開発、運用及び保守並びに当該システムを用いて行う情報の収集、整理、利用及び提供に関する業務
 - イ 医療保険者等向け中間サーバー等
 - ロ オンライン資格確認等システム
 - ハ オンライン資格確認等システムの基盤を利用して構築されるシステム
- 十三の四 介護保険制度及び障害者総合支援制度に関する事業を円滑に実施するために必要な業務
- 十四 国民健康保険関係者、後期高齢者医療関係者、介護保険関係者及び障害者総合支援関係者の業務に必要な研修
- 十五 国民健康保険事業、高齢者医療事業、介護保険事業及び障害者総合支援事業に関する調査研究
- 十六 その他保険者及び国民健康保険団体連合会に対する助成及び業務の支援
- 十七 国民健康保険制度等運営を円滑に行うため、保険者、被保険者に対し制度の周知をはかることを目的とした新聞等発行等の広報事業
- 十八 前各号に掲げる事業を実施するに際して必要となる国民健康保険団体連合会間の連絡調整
- 十九 その他この会の目的を達するために必要な事業

4．所管官庁に関する事項

内閣府

5．会員の状況

47都道府県国民健康保険団体連合会

6．主たる事務所

東京都千代田区永田町一丁目11番35号 全国町村会館

7. 役員等に関する事項（令和7年度）

（令和8年3月31日 現在）

名誉会長	阿 部 守 一	全国知事会会長	長野県知事	
会 長	大 西 秀 人	全国市長会介護保険対策特別委員会委員長	香川県高松市長	非常勤
副 会 長	鈴 木 雅 博	全国町村会副会長（会長代行）	愛知県大口町長	〃
理 事 長	原 勝 則			常勤
常務理事	池 田 俊 明			〃
理 事	齋 藤 俊 哉			〃
〃	稲 垣 仁			〃
〃	笹 渕 美 香	長野県健康福祉部長		非常勤
〃	山 本 邦 彦	北海道国保連合会理事長		〃
〃	高 橋 勝 重	岩手県国保連合会専務理事		〃
〃	山 田 裕 一	宮城県国保連合会理事長	白石市長	〃
〃	森 田 達 也	茨城県国保連合会常務理事		〃
〃	小 高 康 幸	千葉県国保連合会常務理事		〃
〃	佐 藤 広	東京都国保連合会理事長		〃
〃	藤 井 裕 久	富山県国保連合会理事長	富山市長	〃
〃	小 島 徹	山梨県国保連合会常務理事		〃
〃	西 垣 功 朗	岐阜県国保連合会常務理事		〃
〃	古 川 照 人	大阪府国保連合会理事長	大阪狭山市長	〃
〃	横 山 達 伸	和歌山県国保連合会常務理事		〃
〃	守 田 利 貴	広島県国保連合会常務理事		〃
〃	土 草 洋 樹	香川県国保連合会常務理事		〃
〃	徳 永 吉 之	福岡県国保連合会常務理事		〃
〃	奥 塚 正 典	大分県国保連合会理事長	中津市長	〃
監 事	黒 澤 正 明			常勤
〃	染 野 隆 嗣	長野県国保連合会理事長	小川村長	非常勤
〃	野 倉 加奈美	兵庫県国保連合会専務理事		〃

8．事務局の組織

(1) 部及び課の設置状況 (令和8年3月31日現在)

部 (人)	課
総 務 部 (22 人)	総 務 課 人 事 ・ 調 整 課 会 計 課
企 画 部 (14 人)	企 画 調 査 課 事 業 ・ 研 修 課 予 防 接 種 シ ス テ ム 準 備 室
広 報 部 (4 人)	広 報 課
医 療 保 険 部 (21 人)	共 同 処 理 業 務 課 請 求 支 払 業 務 課 保 険 者 業 務 課
保 健 福 祉 部 (29 人)	介 護 保 険 課 障 害 者 総 合 支 援 課 保 健 事 業 課
	介 護 情 報 基 盤 構 築 準 備 室
	医 療 保 険 情 報 提 供 等 実 施 機 関 担 当 室
審 査 部 (16 人)	審 査 企 画 課 審 査 業 務 課 審 査 支 払 機 能 改 革 工 程 推 進 連 携 室
情 報 シ ス テ ム 部 (15 人)	管 理 課 開 発 課

事務局長 (1 人) は、特定の部署に属さないため含めていない。

(2) 職員の状況 (令和8年3月31日現在)

職 員 数 () 内は昨年度の人数	年度内増減		平均年齢	平均勤続年数
	増	減		
122 人 (118 人)	14 人	6 人	43 歳 10 ヶ月	13 年 5 月

事業報告の附属明細書

令和7年度事業報告には、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則」第34条第3項に規定する附属明細書「事業報告の内容を補足する重要な事項」は存在しない。